

柏市環境保全条例施行規則（平成13年12月27日規則第79号）の一部改正について

1 改正の主旨

柏市では、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、柏市環境保全条例を定め、公害の防止のための規制等を行っています。

今回、水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づき定められた排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）（以下「省令」という。）の改正により、排水規制の対象となる有害物質の排水基準の値が変更されました。

このことから、省令にあわせて規定されている柏市環境保全条例施行規則（以下「規則」という。）の排水基準についても改正を行います。

なお、規則とほぼ同内容の規定がなされている千葉県環境保全条例施行規則においても、同様の改正が平成28年4月に行われる予定です。

2 改正内容

別表第3の3第1項の許容限度の数値を以下のように変更する。（別紙）

有害物質の種類	許容限度	
	改正前	改正後
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつき <u>0.1 ミリグラム</u>	1 リットルにつき <u>0.03 ミリグラム</u>
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.3 ミリグラム</u>	1 リットルにつき <u>0.1 ミリグラム</u>

3 今後の予定

平成28年4月1日改正規則の公布

平成28年4月30日改正規則の施行

別表第3の3(第16条の5)(改正案)

(平20規則78・追加)

1 有害物質に係る汚染状態

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機りん化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒ひ素及びその化合物	1リットルにつき砒ひ素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8ミリグラム
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

備考 許容限度の欄中「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定により環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。